

三菱UFJ年金ニュース 特別版

最近の年金関連トピックス

2025年7月

「安心・豊かな社会」を創り出す信託銀行 *Create a Better Tomorrow*

三菱UFJ信託銀行

世界が進むチカラになる。



目次

本資料掲載のトピックス	・・・2
1. 公的年金及び企業年金制度関連	
1-1. 2025年度下限予定利率等および基準死亡率の改正について	・・・5
1-2. 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が国会へ提出	・・・8
1-3. 2025年3月末の企業年金の資産残高等について(信託協会集計結果)	・・・14
1-4. 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が成立	・・・15
1-5. 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が公布	・・・21
2. その他トピックス	
2-1. 政府、「骨太の方針(案)」、「実行計画(案)」、「女性版骨太(案)」を公表	・・・28
2-2. 政府、「骨太の方針」と「実行計画」を閣議決定、「女性版骨太の方針」を決定	・・・30
2. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴(2025年4月～6月)	・・・32

本資料掲載のトピックス

《年金制度改正法「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が公布》⇒ P.21～26

ポイント解説

- 6月20日、年金制度改正法「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が公布された。
- 6月13日に国会で可決された修正事項(マクロ経済スライド調整期間の検討)が検討条項に付け加えられている。

＜主な改正事項：公的年金＞

- 1. 被用者保険の適用拡大(企業規模要件と賃金要件の撤廃等)
- 2. 在職老齢年金制度の見直し(支給停止基準額を51万円から62万円に引き上げ)
- 3. 標準報酬月額上限額の引き上げ(65万円から75万円に段階的に引き上げ)
- 4. 遺族年金の見直し(60歳未満の者は段階的に5年有期等)
- 5. マクロ経済スライドの報酬比例部分の調整期間継続と今後の検討事項(今回の修正事項)

＜主な改正事項：企業年金・個人年金＞

- 1. DC拠出限度額の拡充(マッチング拠出の制限撤廃)
- 2. iDeCo加入可能年齢の上限引き上げ(働き方にかかわらず、70歳になるまでiDeCoに加入)
- 3. DB・DCの運用の見える化(企業年金の運営状況の情報を厚生労働省がとりまとめて公表)

公的年金

改正項目	改正概要
1.被用者保険の適用拡大	(1)短時間労働者を適用対象とすべき事業所の企業規模要件を段階的に撤廃 ① 50人超 ⇒ 35人超 【2027年10月1日施行】 ② 35人超 ⇒ 20人超 【2029年10月1日施行】 ③ 20人超 ⇒ 10人超 【2032年10月1日施行】 ④ 10人超 ⇒ 企業規模要件撤廃 【2035年10月1日施行】 (2)賃金要件(月額8.8万円)の撤廃 【公布日から3年以内】 (3)5人以上の個人事業所に係る非適用業種を撤廃 【2029年10月1日施行】 (新規事業所が対象、既事業所は当面適用除外) (4)労働者の保険料負担を軽減できるとし、労使折半を超えて事業主が負担した保険料を制度的に支援 【2026年10月1日施行】
2.在職老齢年金の支給停止基準額の引き上げ	【2026年4月1日施行】 ・ 在職老齢年金の支給停止基準額を、月51万円⇒月62万円に引き上げ
3.標準報酬月額上限額の引き上げ	・ 標準報酬月額上限額を、段階的に引上げて、新たに3等級を追加 ① 上限額、月65万円 ⇒ <u>月68万円【第33級】に引上げ</u> 【2027年9月1日施行】 ② 上限額、月68万円 ⇒ <u>月71万円【第34級】に引上げ</u> 【2028年9月1日施行】 ③ 上限額、月71万円 ⇒ <u>月75万円【第35級】に引上げ</u> 【2029年9月1日施行】 ・ 最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるルールを導入

本資料掲載のトピックス

改正項目	改正概要
4.遺族年金の見直し	【2028年4月1日施行】 18歳未満の子のない20代～50代の死別した配偶者の遺族厚生年金について、段階的に男女共に5年の有期給付とする(60歳未満の男性が新たに支給対象) - 女性のための「中高齢の寡婦加算」を段階的に縮小・廃止 - 子に対する遺族基礎年金について、遺族基礎年金の受給権を有さない父母と生計を同じくすることによる支給停止に係る規定を廃止 - 高齢者の就労を阻害しないよう、遺族厚生年金受給者も老齢年金の繰下げを可能とする
(今回の修正事項) 5.マクロ経済スライドの報酬比例部分の調整期間継続	【公布日施行】 - 所得再分配機能の検討を引き続き行うに際して社会経済情勢の変化を見極めるために、報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を、配慮措置を講じたうえで、次期財政検証の翌年度(2030年)まで継続する <法案提出時から追加された事項> - 基礎年金と厚生年金の調整期間に著しい差異があり、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、2030年以降で、調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずる - この場合において、給付と負担の均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立について検討を行う - 本措置により、基礎年金及び厚生年金の合計額が一時的に下回る場合には、その影響を緩和するための必要な措置を講ずる

企業年金・個人年金

改正項目	改正概要
1.DC拠出限度額の拡充 (マッチング拠出の制限撤廃)	【公布日から3年以内に施行】 企業型DCのマッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする制限を廃止
2.iDeCo加入可能年齢の引き上げ	【公布日から3年以内に施行】 iDeCoの加入可能年齢を「65歳未満」⇒「70歳未満」に拡大
3.DB・DCの運用の見える化	【公布日から5年以内に施行】 厚生労働省がDB・DCの運用情報を集約し、運用情報を一般に見える形で開示 (DB) 毎年の事業報告書及び決算に関する報告書の提出を受けて、厚生労働省が情報を集約して開示 (DC) 毎年の事業主報告書、確定拠出年金運営管理機関業務報告書の提出を受けて、厚生労働省が情報を集約して開示

出所:厚生労働省 [社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の概要](#)

1. 公的年金及び企業年金制度関連

1-1. 2025年度下限予定利率等および基準死亡率の改正について

- 2025年度における継続基準の下限予定利率、非継続基準の予定利率を改正
- 継続基準の下限予定利率は年0.3%、非継続基準の予定利率は年1.17%

ポイント

三菱UFJ年金ニュースNo.551【配信日】2025年4月4日

- 2025年度のDB年金における継続基準の下限予定利率(※1)、非継続基準の予定利率(※2)は以下のとおりです。
 - 継続基準の下限予定利率: 年 0.3%
 - 非継続基準の予定利率: 年 1.17% (0.67~1.67%)
- 厚生年金保険における「財政の現況及び見通し」の公表に伴う、基準死亡率の改正(※1)が実施されました。
- 基準死亡率に乘じる各種係数の取扱い、適用時期について行政に確認した内容と合わせてご案内します。

※1 令和7年3月27日告示第83号

※2 令和7年3月27日告示第82号

予定利率の設定方法と履歴

- 継続基準における下限予定利率は、10年国債の直近1年平均と5年平均のいずれか低い率を基準に設定されています。
- 非継続基準における予定利率は、30年国債の直近5年平均を勘案して設定されています。

年度	継続基準 (下限予定利率)	非継続基準(※3)
2021	0.0%	0.63% (0.13%~1.13%)
2022	0.0%	0.66% (0.16%~1.16%)
2023	0.0%	0.71% (0.21%~1.21%)
2024	0.1%	0.86% (0.36%~1.36%)
2025	0.3%	1.17% (0.67%~1.67%)

※3 非継続基準の予定利率は、

[基金型]代議員会の議決
[規約型]被保険者等の過半数で組織
する労働組合等の同意

を得ることを前提に、括弧書きの範囲
での設定が可能です

1-1. 2025年度下限予定利率等および基準死亡率の改正について

予定死亡率および各種係数の取扱い(適用時期)

財政計算時の取扱い

計算基準日		2025年3月31日以前	2025年4月1日以降
数理債務 標準掛金率	予定死亡率	旧基準死亡率を適用(※4)	新基準死亡率を適用
	係数(※5)	旧係数を適用(※4) ・ 男子:0.72~1.00 ・ 女子:0.72~1.00	新係数を適用 ・ 男子:0.68~1.00 ・ 女子:0.65~1.00
最低積立基準額	予定死亡率	旧基準死亡率を適用	新基準死亡率を適用
	係数	旧係数を適用 ・ 男子:0.86 ・ 女子:0.86	新係数を適用 ・ 男子:0.84 ・ 女子:0.825

※4 新基準死亡率および新係数を早期に適用することも可
※5 加入者であった者およびその遺族(障害給付金の受給権者を除く)に適用する係数

財政検証時の取扱い

計算基準日		2025年3月31日以前	2025年4月1日以降
数理債務	予定死亡率	直近の財政計算で用いた基準死亡率を適用	
	係数(※5)	直近の財政計算で用いた係数を適用	
最低積立基準額	予定死亡率	旧基準死亡率を適用	新基準死亡率を適用
	係数	旧係数を適用 ・ 男子:0.86 ・ 女子:0.86	新係数を適用 ・ 男子:0.84 ・ 女子:0.825
積立上限額	予定死亡率	旧基準死亡率を適用	新基準死亡率を適用
	係数(※5)	旧係数を適用 ・ 男子:0.72 ・ 女子:0.72	新係数を適用 ・ 男子:0.68 ・ 女子:0.65

1-1. 2025年度下限予定利率等および基準死亡率の改正について

制度(一部)終了時の取扱い

解散・制度終了や一部DC移行時における申請時の取扱い
(残余財産や移換額の計算に、最低積立基準額を用いる)

計算基準日		2025年3月31日以前(※6)	2025年4月1日以降
最低積立基準額	予定死亡率	旧基準死亡率を適用	新基準死亡率を適用
	係数	旧係数を適用 ・ 男子:0.86 ・ 女子:0.86	新係数を適用 ・ 男子:0.84 ・ 女子:0.825

※6 実際の残余財産や移換額を計算する際には、申請時の計算基準日が2025年3月31日以前でも、認可・承認日が2025年4月1日以降であれば、新基準死亡率および新係数を適用する必要あり

基準死亡率改正の影響

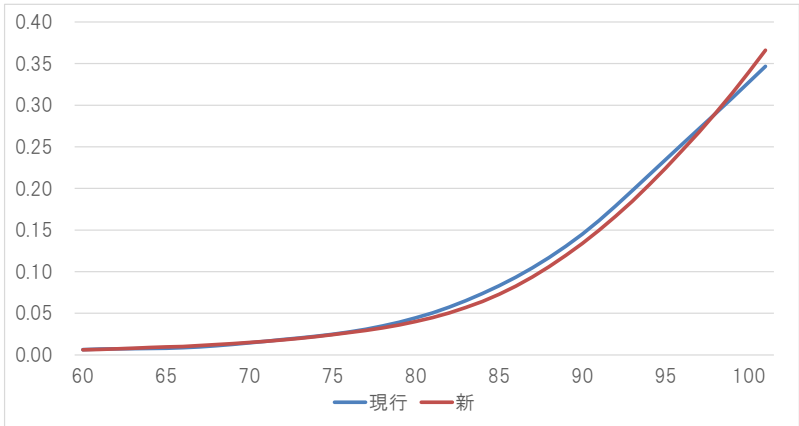
基準死亡率の改正により、終身年金を設定している場合には、給付現価・標準掛金・他制度掛金相当額等の増加につながるものが想定されます。

60歳(男子)を例とした、基準死亡率改正の影響は以下のとおりです。

【継続基準】

	平均余命 (年)	年金現価率(予定利率2.5%)		
		単純終身	15年保証付終身	20年保証付終身
①現行予定死亡率	24.47	17.75612	18.50055	19.21051
②新予定死亡率	24.80	17.89120	18.67812	19.39875
③変化(②/①)	1.3%	0.8%	1.0%	1.0%

(図表) 60歳から100歳までの基準死亡率(男子)



(ご参考) 死亡率改正内容は意見募集(パブリックコメント)時と同一です。
死亡率の解説詳細は[三菱UFJ年金情報2025年3月号](#)をご参照ください。

1-2. 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が国会へ提出

- 5月16日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が国会に提出され、国会での審議が開始

三菱UFJ年金ニュースNo.552【配信日】2025年5月20日

ポイント

- 5月16日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」※1が国会に提出され、国会での審議が開始されます。

<公的年金>

- 1. 被用者保険の適用拡大
- 2. 在職老齢年金の支給停止基準額の引上げ
- 3. 標準報酬月額上限額の引上げ
- 4. 遺族年金の見直し 5. その他

<企業年金・個人年金>

- 1. DC拠出限度額の拡充（マッチング拠出の制限撤廃）
- 2. iDeCo加入可能年齢の引き上げ
- 3. DB・DCの運用の見える化 4. その他

※1 [社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案の概要](#)

<公的年金>

1. 被用者保険の適用拡大

(1) 短時間労働者を適用対象とすべき事業所の企業規模要件を段階的に撤廃

- ① 50人超 ⇒ 35人超
- ② 35人超 ⇒ 20人超
- ③ 20人超 ⇒ 10人超
- ④ 10人超 ⇒ 企業規模要件撤廃

【施行日】(1)① 2027年10月1日
② 2029年10月1日
③ 2032年10月1日
④ 2035年10月1日

(2) 賃金要件(月額8.8万円)の撤廃

【施行日】(2) 公布日から3年以内

(3) 5人以上の個人事業所に係る非適用業種を撤廃
(新規事業所が対象、既事業所は当面適用除外)

【施行日】(3) 2029年10月1日

(4) 労働者の保険料負担を軽減できることとし、労使折半を超えて事業主が負担した保険料を制度的に支援

【施行日】(4) 2026年10月1日

1-2. 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が国会へ提出

2. 在職老齢年金の支給停止基準額の引上げ

- ✓ 在職老齢年金の支給停止基準額を、月51万円※1 ⇒ 月62万円に引上げ

【ご参考】在職老齢年金の基本的考え方

【施行日】 2026年4月1日

- 在職老齢年金は、就労に対し一定以上の賃金を得ている厚生年金受給者に対して「賃金」と「年金」の合計額が、支給停止基準額を上回る場合に、「賃金2」に対して、「年金1」を停止する仕組み

$$\text{支給停止額} = (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 51\text{万円}^{\ast 1}) \div 2$$

※1: 支給停止基準額は毎年名目賃金変動率に応じて改定、2025年度の調整額は51万円

<https://www.mhlw.go.jp/content/12502000/001383981.pdf>

3. 標準報酬月額上限額の引上げ

- ✓ 標準報酬月額上限額を、段階的に引上げて、新たに3等級を追加

① 上限額、月65万円 ⇒ 月68万円【第33級】に引上げ

【施行日】 ① 2027年9月1日

② 上限額、月68万円 ⇒ 月71万円【第34級】に引上げ

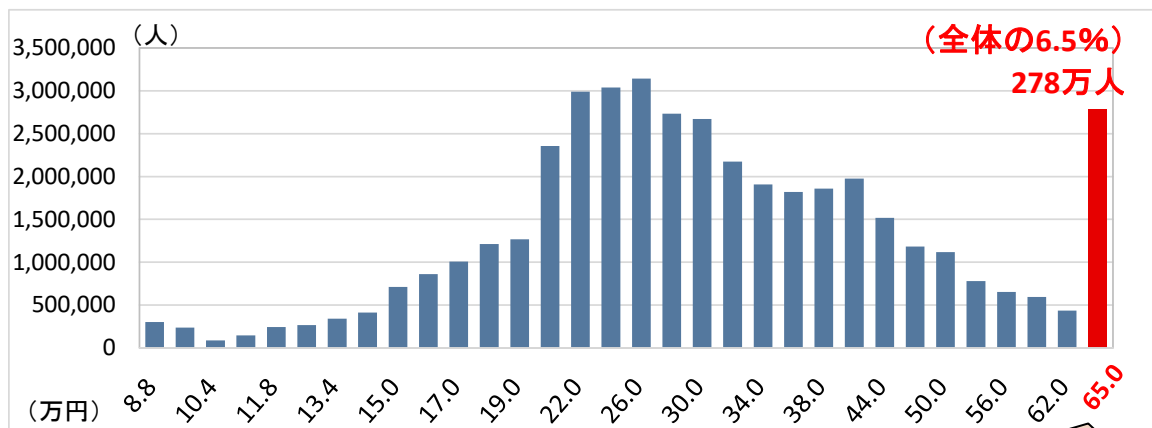
【施行日】 ② 2028年9月1日

③ 上限額、月71万円 ⇒ 月75万円【第35級】に引上げ

【施行日】 ③ 2029年9月1日

- ✓ 最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるルールを導入

【ご参考】標準報酬月額の等級別分布(2024年6月)



出所: 厚生労働省「第21回社会保障審議会年金部会」(2024.11.25) 資料3より弊社作成

標準報酬月額の上限65万円の等級に278万人(全被保険者の6.5%)が該当し、その下の等級と比較して人数が多い

1-2. 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が国会へ提出

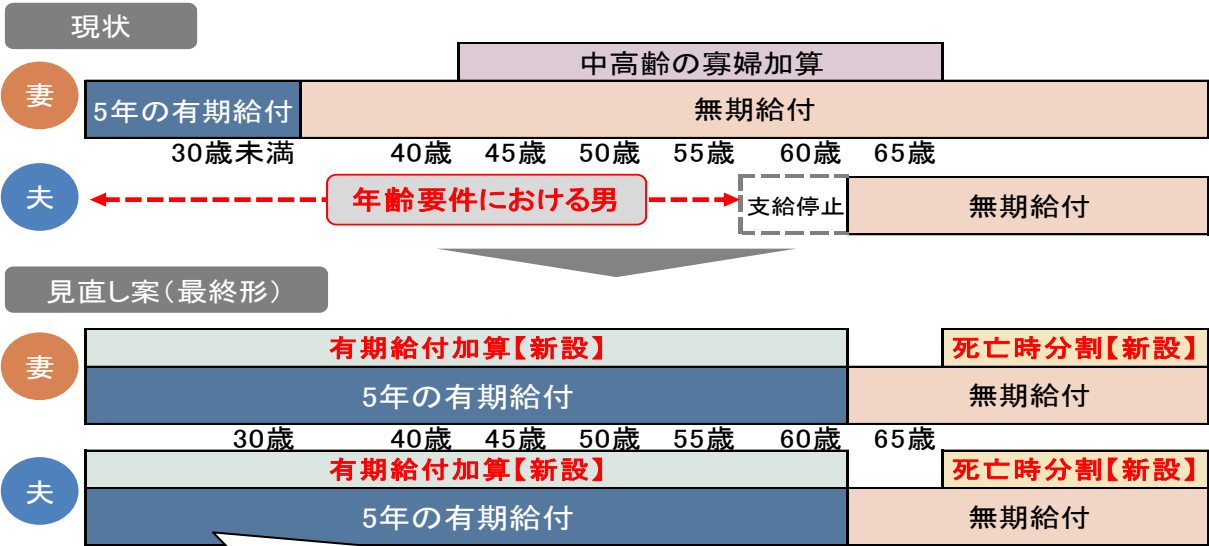
4. 遺族年金の見直し

【施行日】 2028年4月1日

- (1) 18歳未満の子のない20代～50代の死別した配偶者の遺族厚生年金について、段階的に男女共に5年の有期給付とする(60歳未満の男性を新たに支給対象とする)
- (2) 女性のみの「中高齢の寡婦加算」を段階的に縮小・廃止
 - 【配慮措置】
 - ・配慮が必要な方(十分な生活の再建に至らず引き続き遺族厚生年金での生活保障が必要な人)は65歳まで給付を継続
 - ・遺族厚生年金額の金額を充実させるため「有期給付加算」を創設
 - ・死亡者との婚姻期間中の厚生年金期間に係る標準報酬等を分割する「死亡分割制度」を導入
 - ・既に受給権を有する者、60歳以降の高齢者、20代～50代の18歳未満の子のある者については変更なし
- (3) 子に対する遺族基礎年金について、遺族基礎年金の受給権を有さない父母と生計を同じくすることによる支給停止に係る規定を廃止
 - 【ご参考】上記法改正に伴い、今後、以下に該当した場合の子に対する支給停止規定の廃止が行われる予定
 - ① 配偶者が子の生計を維持し死別後に再婚した場合
 - ② 収入が850万円を超える配偶者がこの生計を維持している場合
 - ③ 直系血族又は直系姻族の養子となった場合
 - ④ 離婚後に生計を維持していた被保険者が死亡、元配偶者が子を引き取った場合

- (4) 高齢者の就労を阻害しない観点から、遺族厚生年金受給者についても老齢年金の繰下げを可能とする

【ご参考】遺族年金の改正案のイメージ



- ・ 男性は2028年4月から実施、女性は2028年4月から20年かけて段階的に実施
- ・ 女性のみの「中高齢の寡婦加算」は、25年かけて段階的に縮小・廃止

1-2. 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための 国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が国会へ提出

5. その他

項目	改正概要	施行日
(1) 脱退一時金制度の見直し	再入国許可付きで出国した者には当該許可の有効期限内は脱退一時金を支給しない 【ご参考】上記法改正に伴い短期滞在外国人に対する脱退一時金制度の支給上限年数を、「5年」⇒「8年」に上げる政令改正を予定	公布日から4年以内
(2) 子に係る加算等の見直し	- 子の加算額を上げるとともに、第3子の加算を第1子・第2子と同額とする (現行) 第2子まで234,800円、 第3子78,300円 (見直し後) 一律281,700円 (いずれも2024年度価格) - 年下の配偶者に係る加算額を、408,100円⇒367,200円(いずれも2024年度価格)に引下げ (既に受給している者の加算額は現状を維持)	2028年4月1日
(3) 障害年金の見直し	直近1年要件について、2036年4月1日前に初診日がある場合も、引き続き適用できるよう、時限措置の10年延長を行う	公布日
(4) 国民年金の納付猶予制度の延長	国民年金の納付猶予制度について、2030年6月までの時限措置期限を、2035年6月まで5年延長を行う	公布日
(5) 国民年金の高齢任意加入について対象者を追加	国民年金の高齢任意加入制度の対象者を、「1965年4月1生まれの者まで」から「1975年4月1生まれの者まで」に拡大	公布日
(6) 離婚時年金分割の請求期限の延長	離婚時年金分割の請求期限を2年以内⇒5年以内に延長する	公布日から1年以内
(7) マクロ経済スライドの報酬比例部分の調整期間継続	所得再分配機能の検討を引き続き行うに際して社会経済情勢の変化を見極めるために、報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を、配慮措置を講じたうえで、次期財政検証の翌年度(2030年)まで継続する	公布日

1-2. 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が国会へ提出

<企業年金・個人年金>

1. DC拠出限度額の拡充(マッチング拠出の制限撤廃)

【施行日】 公布日から3年以内

✓ 企業型DCのマッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止

【ご参考】令和7年度税制改正大綱で、DC拠出限度額の引上げが示されており、今後政省令改正等で実施される予定

- 第2号被保険者の企業型DCの拠出限度額を月額5.5万円⇒6.2万円に引上げ
- 第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額を月額2.0万円または2.3万円⇒6.2万円に引上げ
- 第1号被保険者の拠出限度額(iDeCoと国民年金基金で共通)を月額6.8万円⇒7.5万円に引上げ

現状	第1号被保険者	第2号被保険者			
		DBなし		DBあり	
		企業型DCなし	企業型DCあり	企業型DCあり	企業型DCなし
企業型DC	-	-	月額5.5万円	月額 5.5万円－他制度掛金相当額	-
iDeCo	月額6.8万円 (国年基金と合計)	月額2.3万円	月額 5.5万円－(企業型DC事業主掛金額＋他制度掛金相当額) ただし、月額 2.0万円が上限額		
見直し案					
企業型DC	-	-	月額6.2万円	月額 6.2万円－他制度掛金相当額	-
iDeCo	月額7.5万円 (国年基金と合計)	月額6.2万円	月額 6.2万円－(企業型DC事業主掛金額＋他制度掛金相当額) (2.0万円の上限額は廃止)		

2. iDeCo加入可能年齢の引き上げ

【施行日】 公布日から3年以内

✓ iDeCoの加入可能年齢を、「65歳未満」⇒「70歳未満」に拡大

改正内容

加入者の種別	～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～
国民年金被保険者 (第1号・第3号)	60歳まで 加入可	70歳に延長(※1)		
国民年金の 任意加入者	65歳まで加入可		70歳に延長 (※1)	
厚生年金被保険者	65歳まで加入可		70歳に延長 (※1)	

(※1)【iDeCo加入要件の見直し】
①国民年金被保険者または、
②iDeCoの加入者・運用指図者であった者及び、
③企業型DC等の私的年金の資産をiDeCoに移換する者(60歳から70歳までの iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者)であって、
④老齢基礎年金及びiDeCoの老齢給付金を受給していない者

1-2. 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が国会へ提出

3. DB・DCの運用の見える化

✓ DB・DCの運用情報を厚生労働省が一般に見える形で開示

改正内容		【施行日】 公布日から5年以内
DB	- 毎年の事業報告書及び決算に関する報告書の提出を受けて、厚生労働省が情報を集約して開示する 【ご参考】上記法改正に伴い、今後、開示項目及び開示対象について、政令等で規定される予定	
DC	- 毎年の事業主報告書、確定拠出年金運営管理機関業務報告書の提出を受けて、厚生労働省が情報を集約して開示する 【ご参考】上記法改正に伴い、今後、開示項目及び開示対象について、政令等で規定される予定	

企業年金
実施事業所等

報告書の提出

厚生労働省
(企業年金総合
情報管理システム)

情報開示

加入者及び
企業年金
実施事業所等

4. その他

項目	改正概要
(1)簡易型DC制度の廃止	【施行日】 2026年4月1日 簡易型DCの手続簡素化の一部について、通常の企業型DC制度に適用することで、中小企業を含めた事業主が取組やすい設計に改善したうえで、簡易型DCを通常の企業型DCに統合する
(2)石炭鉱業年金基金のDB制度への移換継承	【施行日】 2025年10月1日 2026年4月1日、公布から5年以内 加入者の意思をより反映できる制度であるDB制度に移行することが、より加入者・受給者の保護に資することから、年金給付等の権利義務をDB制度に移換承継し、石炭基金法は廃止する

1-3. 2025年3月末の企業年金の資産残高等について (信託協会集計結果)

- ・ 信託協会は6月4日に、2025年3月末現在における企業年金の受託概況を取りまとめ、公表
- ・ 企業年金(確定給付型)の厚年基金は、受託件数は増減がなく、資産残高のみ減少。DB年金は、受託件数・資産残高・加入者数ともに減少
- ・ 一方、確定拠出年金(企業型)は規約数、資産額、加入者数いずれも増加

～以下、メールマガジン「2025年3月末の企業年金の資産残高等について(信託協会集計結果)」転載～
【配信日】2025年6月6日

6月4日、信託協会が生保協会・JA共済連・運営管理機関連絡協議会と共同で、2025年3月末現在の企業年金の受託概況を取りまとめ、公表しましたのでご案内いたします。

(1)企業年金(確定給付型)の受託概況(2025年3月末現在)

○受託件数 11,657件(対前年比 1.1%減)

【内訳】厚年基金: 4件(同 増減なし)

DB年金: 11,653件(同 1.1%減)

○資産残高(時価)84兆1,901億円(同 2.5%減)

【内訳】厚年基金: 15兆3,929億円(同 4.3%減)

DB年金: 68兆7,972億円(同 2.1%減)

○加入者数 899万人(同 1.7%減)

【内訳】厚年基金: 11万人(同 万人単位で増減なし)

DB年金: 887万人(同 1.7%減)

→厚年基金については、受託件数の増減はありませんでしたが、資産残高は減少しました。

DB年金については、受託件数・資産残高・加入者数ともに減少しました。

(2)確定拠出年金(企業型)の統計概況(2025年3月末現在)

○規約数 7,434件(対前年比 2.9%増)

○資産額(時価) 23兆6,894億円(同 4.4%増)

○加入者数 862万人(同 3.8%増)

→規約数・資産額・加入者数いずれも増加しました。

<ご参考資料>

◎ニュースリリース(信託協会 HP)

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/news/list/>

1-4. 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が成立

- 6月13日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が国会で可決、成立
- 提出時の本法案に対して、マクロ経済スライドの調整期間に関する検討条文が追加

三菱UFJ年金ニュースNo.553【配信日】2025年6月16日

ポイント

- 6月13日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」※1が国会で可決、成立しました。提出時の本法案に対してマクロ経済スライドの調整期間に関する検討条文※2が追加されました。

< 公的年金 >

- 被用者保険の適用拡大
- 在職老齢年金の支給停止基準額の引上げ
- 標準報酬月額上限額の引上げ
- 遺族年金の見直し
- その他

< 企業年金・個人年金 >

- DC拠出限度額の拡充(マッチング拠出の制限撤廃)
- iDeCo加入可能年齢の引き上げ
- DB・DCの運用の見える化
- その他

※1 [社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の概要](#)

※2 [社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案に対する修正案](#)

< 公的年金 >

1. 被用者保険の適用拡大

(1) 短時間労働者を適用対象とすべき事業所の企業規模要件を段階的に撤廃

- 50人超 ⇒ 35人超
- 35人超 ⇒ 20人超
- 20人超 ⇒ 10人超
- 10人超 ⇒ 企業規模要件撤廃

【施行日】(1) ① 2027年10月1日
② 2029年10月1日
③ 2032年10月1日
④ 2035年10月1日

(2) 賃金要件(月額8.8万円)の撤廃

【施行日】(2) 公布日から3年以内

(3) 5人以上の個人事業所に係る非適用業種を撤廃
(新規事業所が対象、既事業所は当面適用除外)

【施行日】(3) 2029年10月1日

(4) 労働者の保険料負担を軽減できることとし、労使折半を超えて事業主が負担した保険料を制度的に支援

【施行日】(4) 2026年10月1日

1-4. 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が成立

2. 在職老齢年金の支給停止基準額の引上げ

- ✓ 在職老齢年金の支給停止基準額を、月51万円※1 ⇒ **月62万円に引上げ**

【ご参考】在職老齢年金の基本的考え方

【施行日】 2026年4月1日

- 在職老齢年金は、就労に対し一定以上の賃金を得ている厚生年金受給者に対して「賃金」と「年金」の合計額が、支給停止基準額を上回る場合に、「賃金2」に対して、「年金1」を停止する仕組み

$$\text{支給停止額} = (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 51\text{万円}^{\ast 1}) \div 2$$

※1: 支給停止基準額は毎年名目賃金変動率に応じて改定、2025年度の調整額は51万円

<https://www.mhlw.go.jp/content/12502000/001383981.pdf>

3. 標準報酬月額上限額の引上げ

- ✓ 標準報酬月額上限額を、段階的に引上げて、新たに3等級を追加

① 上限額、月65万円 ⇒ **月68万円【第33級】に引上げ**

【施行日】 ① 2027年9月1日

② 上限額、月68万円 ⇒ **月71万円【第34級】に引上げ**

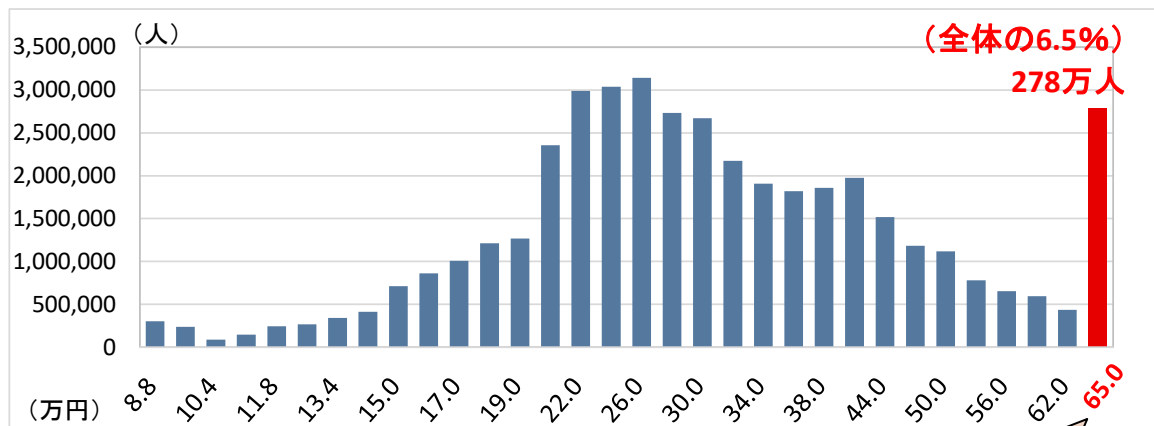
【施行日】 ② 2028年9月1日

③ 上限額、月71万円 ⇒ **月75万円【第35級】に引上げ**

【施行日】 ③ 2029年9月1日

- ✓ 最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるルールを導入

【ご参考】標準報酬月額の等級別分布（2024年6月）



出所: 厚生労働省「第21回社会保障審議会年金部会」(2024.11.25)資料3より
弊社作成

標準報酬月額の上限65万円の等級に278万人(全被保険者の6.5%)が該当し、その下の等級と比較して人数が多い

1-4. 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が成立

4. 遺族年金の見直し

【施行日】 2028年4月1日

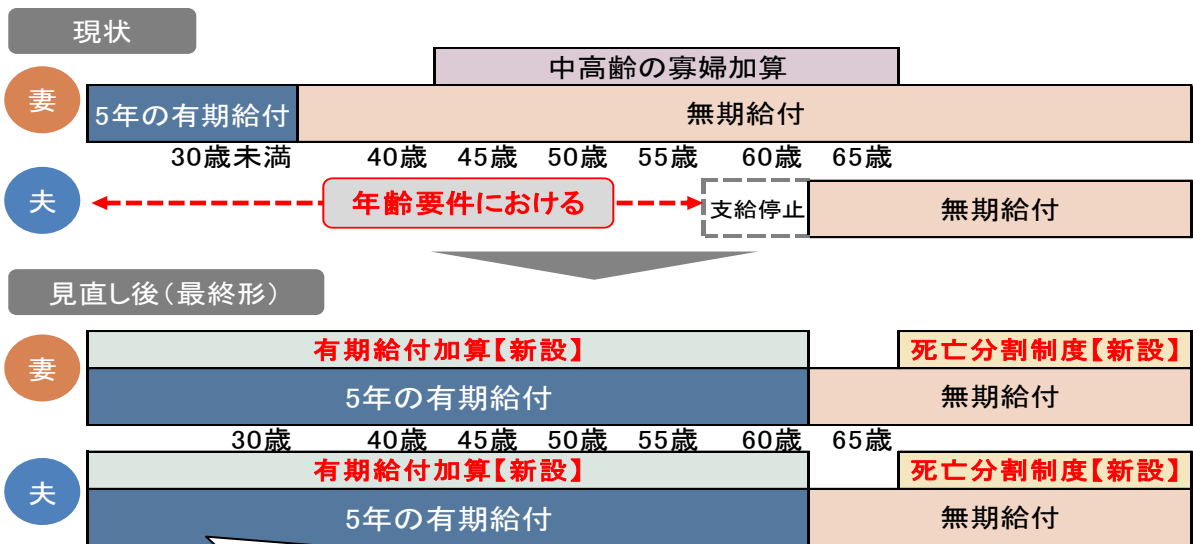
- (1) 18歳未満の子のない20代～50代の死別した配偶者の遺族厚生年金について、段階的に男女共に5年の有期給付とする(60歳未満の男性を新たに支給対象とする)
- (2) 女性のための「中高齢の寡婦加算」を段階的に縮小・廃止
 - 【配慮措置】
 - ・配慮が必要な方(十分な生活の再建に至らず引き続き遺族厚生年金での生活保障が必要な人)は65歳まで給付を継続
 - ・遺族厚生年金額の金額を充実させるため「有期給付加算」を創設
 - ・死亡者との婚姻期間中の厚生年金期間に係る標準報酬等を分割する「死亡分割制度」を導入
 - ・既に受給権を有する者、60歳以降の高齢者、20代～50代の18歳未満の子のある者については変更なし
- (3) 子に対する遺族基礎年金について、遺族基礎年金の受給権を有さない父母と生計を同じくすることによる支給停止に係る規定を廃止

【ご参考】上記法改正に伴い、今後、以下に該当した場合の子に対する支給停止規定の廃止が行われる予定

- ① 配偶者が子の生計を維持し死別後に再婚した場合
- ② 収入が850万円を超える配偶者がこの生計を維持している場合
- ③ 直系血族又は直系姻族の養子となった場合
- ④ 離婚後に生計を維持していた被保険者が死亡、元配偶者が子を引き取った場合

- (4) 高齢者の就労を阻害しない観点から、遺族厚生年金受給者についても老齢年金の繰下げを可能とする

【ご参考】遺族年金の改正のイメージ



- ・ 男性は2028年4月から実施、女性は2028年4月から20年かけて段階的に実施
- ・ 女性のための「中高齢の寡婦加算」は、25年かけて段階的に縮小・廃止

1-4. 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が成立

5. その他

項目	改正概要	施行日
(1) 脱退一時金制度の見直し	再入国許可付きで出国した者には当該許可の有効期限内は脱退一時金を支給しない 【ご参考】上記法改正に伴い短期滞在外国人に対する脱退一時金制度の支給上限年数を、「5年」⇒「8年」に上げる政令改正を予定	公布日から4年以内
(2) 子に係る加算等の見直し	- 子の加算額を上げるとともに、第3子の加算を第1子・第2子と同額とする (現行) 第2子まで234,800円、 第3子78,300円 (見直し後) 一律281,700円 (いずれも2024年度価格) - 年下の配偶者に係る加算額を、408,100円⇒367,200円(いずれも2024年度価格)に引下げ(既に受給している者の加算額は現状を維持)	2028年4月1日
(3) 障害年金の見直し	直近1年要件について、2036年4月1日前に初診日がある場合も、引き続き適用できるよう、時限措置の10年延長を行う	公布日
(4) 国民年金の納付猶予制度の延長	国民年金の納付猶予制度について、2030年6月までの時限措置期限を、2035年6月まで5年延長を行う	公布日
(5) 国民年金の高齢任意加入について対象者を追加	国民年金の高齢任意加入制度の対象者を、「1965年4月1日生まれの者まで」から「1975年4月1日生まれの者まで」に拡大	公布日
(6) 離婚時年金分割の請求期限の延長	離婚時年金分割の請求期限を2年以内⇒5年以内に延長する	公布日から1年以内
(7) マクロ経済スライドの報酬比例部分の調整期間継続(提出時より修正)	- 所得再分配機能の検討を引き続き行うに際して社会経済情勢の変化を見極めるために、報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を、配慮措置を講じたうえで、次期財政検証の翌年度(2030年)まで継続する <法案提出時から追加された事項> - 基礎年金と厚生年金の調整期間に著しい差異があり、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、2030年以降で、調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずる - この場合において、給付と負担の均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立について検討を行う - 本措置により、基礎年金及び厚生年金の合計額が一時的に下回る場合には、その影響を緩和するための必要な措置を講ずる	公布日

1-4. 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が成立

<企業年金・個人年金>

1. DC拠出限度額の拡充(マッチング拠出の制限撤廃)

【施行日】 公布日から3年以内

✓ 企業型DCのマッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止

【ご参考】令和7年度税制改正大綱で、DC拠出限度額の引上げが示されており、今後政省令改正等で実施される予定

- 第2号被保険者の企業型DCの拠出限度額を月額5.5万円⇒6.2万円に引上げ
- 第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額を月額2.0万円または2.3万円⇒6.2万円に引上げ
- 第1号被保険者の拠出限度額(iDeCoと国民年金基金で共通)を月額6.8万円⇒7.5万円に引上げ

現状	第1号被保険者	第2号被保険者			
		DBなし		DBあり	
		企業型DCなし	企業型DCあり	企業型DCあり	企業型DCなし
企業型DC	-	-	月額5.5万円	月額 5.5万円－他制度掛金相当額	-
iDeCo	月額6.8万円 (国年基金と合計)	月額2.3万円	月額 5.5万円－(企業型DC事業主掛金額＋他制度掛金相当額)ただし、月額 2.0万円が上限額		
見直し案					
企業型DC	-	-	月額6.2万円	月額 6.2万円－他制度掛金相当額	-
iDeCo	月額7.5万円 (国年基金と合計)	月額6.2万円	月額 6.2万円－(企業型DC事業主掛金額＋他制度掛金相当額)(2.0万円の上限額は廃止)		

2. iDeCo加入可能年齢の引き上げ

【施行日】 公布日から3年以内

✓ iDeCoの加入可能年齢を、「65歳未満」⇒「70歳未満」に拡大

改正内容

加入者の種別	～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～
国民年金被保険者 (第1号・第3号)	60歳まで加入可	70歳に延長(※1)		
国民年金の 任意加入者	65歳まで加入可		70歳に延長(※1)	
厚生年金被保険者	65歳まで加入可		70歳に延長(※1)	

(※1)【iDeCo加入要件の見直し】

①国民年金被保険者または、

②iDeCoの加入者・運用指図者であった者及び、

③企業型DC等の私的年金の資産をiDeCoに移換する者(60歳から70歳までのiDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者)であって、

④老齢基礎年金及びiDeCoの老齢給付金を受給していない者

1-4. 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が成立

3. DB・DCの運用の見える化

✓ DB・DCの運用情報を厚生労働省が一般に見える形で開示

改正内容		【施行日】 公布日から5年以内
DB	毎年の事業報告書及び決算に関する報告書の提出を受けて、厚生労働省が情報を集約して開示する 【ご参考】上記法改正に伴い、今後、開示項目及び開示対象について、政令等で規定される予定	
DC	毎年の事業主報告書、確定拠出年金運営管理機関業務報告書の提出を受けて、厚生労働省が情報を集約して開示する 【ご参考】上記法改正に伴い、今後、開示項目及び開示対象について、政令等で規定される予定	

企業年金
実施事業所等

報告書の提出

厚生労働省
(企業年金総合
情報管理システム)

情報開示

加入者及び
企業年金
実施事業所等

4. その他

項目	改正概要
(1)簡易型DC 制度の廃止	【施行日】 2026年4月1日 簡易型DCの手続簡素化の一部について、通常の企業型DC制度に適用することで、中小企業を含めた事業主が取組やすい設計に改善したうえで、簡易型DCを通常の企業型DCに統合する
(2)石炭鉱業 年金基金の DB制度への 移換継承	【施行日】 2025年10月1日 2026年4月1日、公布から5年以内 加入者の意思をより反映できる制度であるDB制度に移行することが、より加入者・受給者の保護に資することから、年金給付等の権利義務をDB制度に移換承継し、石炭基金法は廃止する

1-5. 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が公布

- 6月20日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が公布
- 6月13日に国会で可決された修正（検討条項）が付け加えられて公布

三菱UFJ年金ニュースNo.554【配信日】2025年6月24日

ポイント

- 6月20日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」※1が公布されました。6月13日に国会で可決された修正（検討条項）が付け加えられて公布されています。
- 本法の主な改正項目について、ご案内します

<公的年金>

- 被用者保険の適用拡大
- 在職老齢年金の支給停止基準額の引上げ
- 標準報酬月額上限額の引上げ
- 遺族年金の見直し
- その他

<企業年金・個人年金>

- DC拠出限度額の拡充（マッチング拠出の制限撤廃）
- iDeCo加入可能年齢の引き上げ
- DB・DCの運用の見える化
- その他

※1 [社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律](#)

<公的年金>

1. 被用者保険の適用拡大

(1) 短時間労働者を適用対象とすべき事業所の企業規模要件を段階的に撤廃

- 50人超 ⇒ 35人超
- 35人超 ⇒ 20人超
- 20人超 ⇒ 10人超
- 10人超 ⇒ 企業規模要件撤廃

【施行日】(1)① 2027年10月1日
② 2029年10月1日
③ 2032年10月1日
④ 2035年10月1日

(2) 賃金要件（月額8.8万円）の撤廃

【施行日】(2) 公布日から3年以内

(3) 5人以上の個人事業所に係る非適用業種を撤廃（新規事業所が対象、既事業所は当面適用除外）

【施行日】(3) 2029年10月1日

(4) 労働者の保険料負担を軽減できることとし、労使折半を超えて事業主が負担した保険料を制度的に支援

【施行日】(4) 2026年10月1日

1-5. 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が公布

2. 在職老齢年金の支給停止基準額の引上げ

- ✓ 在職老齢年金の支給停止基準額を、月51万円※1 ⇒ **月62万円に引上げ**

【ご参考】在職老齢年金の基本的考え方

【施行日】 2026年4月1日

- 在職老齢年金は、就労に対し一定以上の賃金を得ている厚生年金受給者に対して「賃金」と「年金」の合計額が、支給停止基準額を上回る場合に、「賃金2」に対して、「年金1」を停止する仕組み

$$\text{支給停止額} = (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 51\text{万円}^{\ast 1}) \div 2$$

※1: 支給停止基準額は毎年名目賃金変動率に応じて改定、2025年度の調整額は51万円

<https://www.mhlw.go.jp/content/12502000/001383981.pdf>

3. 標準報酬月額上限額の引上げ

- ✓ 標準報酬月額上限額を、段階的に引上げて、新たに3等級を追加

① 上限額、月65万円 ⇒ **月68万円【第33級】に引上げ**

【施行日】 ① 2027年9月1日

② 上限額、月68万円 ⇒ **月71万円【第34級】に引上げ**

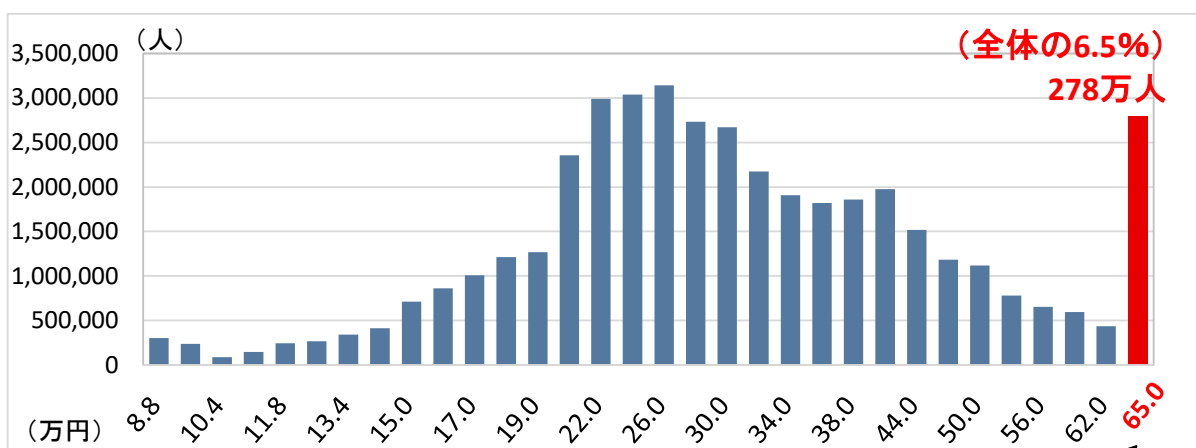
【施行日】 ② 2028年9月1日

③ 上限額、月71万円 ⇒ **月75万円【第35級】に引上げ**

【施行日】 ③ 2029年9月1日

- ✓ 最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるルールを導入

【ご参考】標準報酬月額の等級別分布 (2024年6月)



出所: 厚生労働省「第21回社会保障審議会年金部会」(2024.11.25) 資料3より弊社作成

標準報酬月額の上限65万円の等級に278万人(全被保険者の6.5%)が該当し、その下の等級と比較して人数が多い

1-5. 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が公布

4. 遺族年金の見直し

【施行日】 2028年4月1日

- (1) 18歳未満の子のない20代～50代の死別した配偶者の遺族厚生年金について、段階的に男女共に5年の有期給付とする(60歳未満の男性を新たに支給対象とする)
- (2) 女性のみの「中高齢の寡婦加算」を段階的に縮小・廃止
- 【配慮措置】
- ・配慮が必要な方(十分な生活の再建に至らず引き続き遺族厚生年金での生活保障が必要な人)は65歳まで給付を継続
 - ・遺族厚生年金額の金額を充実させるため「有期給付加算」を創設
 - ・死亡者との婚姻期間中の厚生年金期間に係る標準報酬等を分割する「死亡分割制度」を導入
 - ・既に受給権を有する者、60歳以降の高齢者、20代～50代の18歳未満の子のある者については変更なし
- (3) 子に対する遺族基礎年金について、遺族基礎年金の受給権を有さない父母と生計を同じくすることによる支給停止に係る規定を廃止

【ご参考】上記法改正に伴い、今後、以下に該当した場合の子に対する支給停止規定の廃止が行われる予定

①配偶者が子の生計を維持し死別後に再婚した場合

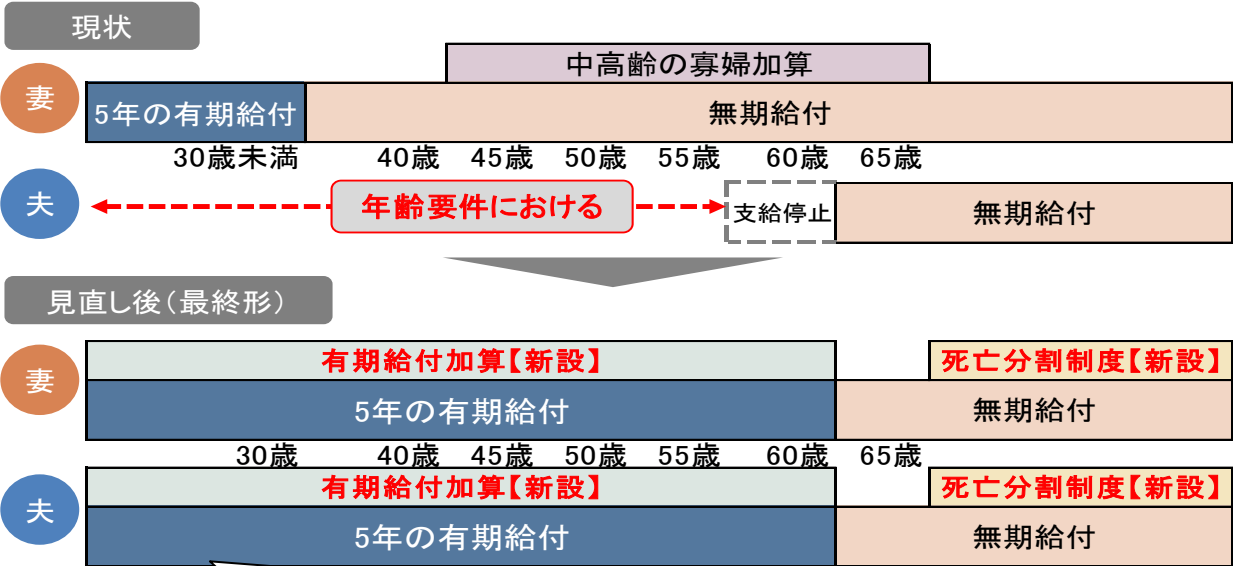
②収入が850万円を超える配偶者がこの生計を維持している場合

③直系血族又は直系姻族の養子となった場合

④離婚後に生計を維持していた被保険者が死亡、元配偶者が子を引き取った場合

- (4) 高齢者の就労を阻害しない観点から、遺族厚生年金受給者についても老齢年金の繰下げを可能とする

【ご参考】遺族年金の改正のイメージ



- ・ 男性は2028年4月から実施、女性は2028年4月から20年かけて段階的に実施
 - ・ 女性のみの「中高齢の寡婦加算」は、25年かけて段階的に縮小・廃止

1-5. 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が公布

5. その他

項目	改正概要	施行日
(1) 脱退一時金制度の見直し	再入国許可付きで出国した者には当該許可の有効期限内は脱退一時金を支給しない 【ご参考】上記法改正に伴い短期滞在在外国人に対する脱退一時金制度の支給上限年数を、「5年」⇒「8年」に上げる政令改正を予定	公布日から4年以内
(2) 子に係る加算等の見直し	- 子の加算額を上げるとともに、第3子の加算を第1子・第2子と同額とする (現行) 第2子まで234,800円、第3子78,300円 (見直し後) 一律281,700円 (いずれも2024年度価格) - 年下の配偶者に係る加算額を、408,100円⇒367,200円(いずれも2024年度価格)に引下げ(既に受給している者の加算額は現状を維持)	2028年4月1日
(3) 障害年金の見直し	直近1年要件について、2036年4月1日前に初診日がある場合も、引き続き適用できるよう、時限措置の10年延長を行う	公布日
(4) 国民年金の納付猶予制度の延長	国民年金の納付猶予制度について、2030年6月までの時限措置期限を、2035年6月まで5年延長を行う	公布日
(5) 国民年金の高齢任意加入について対象者を追加	国民年金の高齢任意加入制度の対象者を、「1965年4月1日生まれの者まで」から「1975年4月1日生まれの者まで」に拡大	公布日
(6) 離婚時年金分割の請求期限の延長	離婚時年金分割の請求期限を2年以内⇒5年以内に延長する	公布日から1年以内
(7) マクロ経済スライドの報酬比例部分の調整期間継続(提出時より修正)	- 所得再分配機能の検討を引き続き行うに際して社会経済情勢の変化を見極めるために、報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を、配慮措置を講じたうえで、次期財政検証の翌年度(2030年)まで継続する < 法案提出時から追加された事項 > - 基礎年金と厚生年金の調整期間に著しい差異があり、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、2030年以降で、調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずる - この場合において、給付と負担の均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立について検討を行う - 本措置により、基礎年金及び厚生年金の合計額が一時的に下回る場合には、その影響を緩和するための必要な措置を講ずる	公布日

1-5. 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が公布

<企業年金・個人年金>

1. DC拠出限度額の拡充(マッチング拠出の制限撤廃)

【施行日】 公布日から3年以内

✓ 企業型DCのマッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止

【ご参考】令和7年度税制改正大綱で、DC拠出限度額の引上げが示されており、今後政省令改正等で実施される予定

第2号被保険者の企業型DCの拠出限度額を月額5.5万円⇒6.2万円に引上げ

第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額を月額2.0万円または2.3万円⇒6.2万円に引上げ

第1号被保険者の拠出限度額(iDeCoと国民年金基金で共通)を月額6.8万円⇒7.5万円に引上げ

現状	第1号被保険者	第2号被保険者			
		DBなし		DBあり	
		企業型DCなし	企業型DCあり	企業型DCあり	企業型DCなし
企業型DC	-	-	月額5.5万円	月額 5.5万円－他制度掛金相当額	-
iDeCo	月額6.8万円 (国年基金と合計)	月額2.3万円	月額 5.5万円－(企業型DC事業主掛金額＋他制度掛金相当額) ただし、月額 2.0万円が上限額		
見直し案					
企業型DC	-	-	月額6.2万円	月額 6.2万円－他制度掛金相当額	-
iDeCo	月額7.5万円 (国年基金と合計)	月額6.2万円	月額 6.2万円－(企業型DC事業主掛金額＋他制度掛金相当額) (2.0万円の上限額は廃止)		

2. iDeCo加入可能年齢の引き上げ

【施行日】 公布日から3年以内

✓ iDeCoの加入可能年齢を、「65歳未満」⇒「70歳未満」に拡大

改正内容

加入者の種別	～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～
国民年金被保険者 (第1号・第3号)	60歳まで加入可	70歳に延長(※1)		
国民年金の任意加入者	65歳まで加入可		70歳に延長(※1)	
厚生年金被保険者	65歳まで加入可		70歳に延長(※1)	

(※1)【iDeCo加入要件の見直し】
①国民年金被保険者または、
②iDeCoの加入者・運用指図者であった者及び、
③企業型DC等の私的年金の資産をiDeCoに移換する者(60歳から70歳までのiDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者)であって、
④老齢基礎年金及びiDeCoの老齢給付金を受給していない者

1-5. 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が公布

3. DB・DCの運用の見える化

【施行日】 公布日から5年以内

✓ DB・DCの運用情報を厚生労働省が一般に見える形で開示

改正内容	
DB	毎年の事業報告書及び決算に関する報告書の提出を受けて、厚生労働省が情報を集約して開示する 【ご参考】上記法改正に伴い、今後、開示項目及び開示対象について、政令等で規定される予定
DC	毎年の事業主報告書、確定拠出年金運営管理機関業務報告書の提出を受けて、厚生労働省が情報を集約して開示する 【ご参考】上記法改正に伴い、今後、開示項目及び開示対象について、政令等で規定される予定

企業年金
実施事業所等

報告書の提出

厚生労働省
(企業年金総合
情報管理システム)

情報開示

加入者及び
企業年金
実施事業所等

4. その他

項目	改正概要
(1)簡易型DC 制度の廃止	【施行日】 2026年4月1日 簡易型DCの手続簡素化の一部について、通常企業型DC制度に適用することで、中小企業を含めた事業主が取組やすい設計に改善したうえで、簡易型DCを通常企業型DCに統合する
(2)石炭鉱業 年金基金の DB制度への 移換継承	【施行日】 2025年10月1日 2026年4月1日、公布から5年以内 加入者の意思をより反映できる制度であるDB制度に移行することが、より加入者・受給者の保護に資することから、年金給付等の権利義務をDB制度に移換承継し、石炭基金法は廃止する

2. その他トピックス

2-1. 「骨太の方針(案)」、「実行計画(案)」、「女性版骨太(案)」を公表

- ・ 6月6日、「経済財政運営と改革の基本方針2025(原案)」、「骨太の方針」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版案」が公表
- ・ また、6月2日に「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025(原案)」、「女性版骨太の方針(原案)」も公表

～以下、メールマガジン「骨太の方針(案)」、「実行計画(案)」、「女性版骨太(案)」を公表
転載～【配信日】2025年6月11日

6月6日「経済財政運営と改革の基本方針2025(原案)」、「骨太の方針※1)」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版案」(※2)が公表されました。
また、6月2日「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025(原案)」、「女性版骨太の方針(原案)」(※3)が公表されました。

これらから、人事・社会保障等に関連した主な政府方針案についてご案内します。

<人事>

○労働市場改革の加速

- ・ ジョブ型人事導入の企業事例集「ジョブ型人事指針」を周知
- ・ 有価証券報告書の人的資本の情報開示充実化のため「人的資本可視化指針」を見直す
- ・ ワークエンゲージメント(労働者の仕事へのやりがい・働きがい)を高める好事例集を周知
- ・ 複数の職業情報提供サイト情報にアクセスできるプラットフォーム構築
- ・ リ・スキリングを含むキャリアプランニング支援強化等により労働移動を円滑化

○多様な人材の活躍推進

- ・ 勤務間インターバル制度の導入促進、選択的週休3日制を普及
- ・ 副業・兼業における労働時間の通算管理の在り方を検討
- ・ 同一労働同一賃金ガイドラインの考え方を波及させることも含め、パート・有期雇用労働法の在り方を検討
- ・ 「年収130万円の壁」への措置として、2025年度中に、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主を支援
- ・ 働き方改革関連法施行後5年の総点検を行い、働き方の実態を踏まえた労働基準法制の見直しを検討

2-1. 「骨太の方針(案)」、「実行計画(案)」、「女性版骨太(案)」を公表

<社会保障/年金/金融教育>

- ・賃金上昇を勘案したDCの拠出限度額の引上げ
- ・企業年金加入者のため、運用を見える化
- ・家計の安定的な資産形成の基盤となる金融経済教育を充実
- ・2028年度末までに金融経済教育を受けたと認識する人の割合を20%に増やす
- ・DBのアセットオーナー・プリンシプルの受入を促進
- ・インフレ抵抗力が確保されるよう、DBの給付や運用の在り方の事例を公表
- ・働き方に中立的な社会保障制度・税制等を検討し、公的年金では被用者保険の適用拡大を進める

<女性活躍>

○改正女性活躍推進法の施行を通じた開示の強化

⇒6月4日、参院本会議で「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正」が可決、成立※4

- ・女性管理職比率の情報公表を常用労働者の数が101人以上の一般事業主に対して義務化
- ・男女間賃金差異の情報公表義務対象を常用労働者の数が101人以上300人以下の一般事業主へ拡大

○環境改善に向けた取組強化

- ・男女間賃金差異の大きい5業界にアクションプランの策定を促進
- ・非正規雇用労働者の正社員転換及び処遇改善を進める事業主への助成の利用を後押し
- ・女性の活躍やワークライフバランスの推進に向け、管理職や経営者の意識啓発を図る

詳細は以下をご参照ください。

<ご参考資料>

※1 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2025(原案)」

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2025/0606shiryo_01.pdf

なお、「骨太の方針」は政府が経済・財政政策の柱となる基本方針を取り纏めたものです。

※2 内閣官房「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版案」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai35/shiryou1.pdf

※3 内閣府男女共同参画局「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025」

https://www.gender.go.jp/kaigi/danjo_kaigi/siryo/pdf/ka75-2-1.pdf

※4 参議院「議案情報「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案」

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/217/meisai/m217080217050.htm>

2-2. 政府、「骨太の方針」と「実行計画」を閣議決定、 「女性版骨太の方針」を決定

- ・ 政府は6月13日、「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」を閣議決定
- ・ 「女性版骨太の方針2025」も6月10日に決定

～以下、メールマガジン「政府、「骨太の方針」と「実行計画」を閣議決定、「女性版骨太の方針」を決定」
転載～【配信日】2025年6月18日

政府は6月13日に「経済財政運営と改革の基本方針2025」(※1)、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」(※2)を閣議決定しました。

また、6月10日に「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」(「女性版骨太の方針2025」)(※3)を決定しました。

これらから、人事・社会保障等に関連した主な政府方針についてご案内します。

なお、6月11日に当メールマガジンにて配信しました原案から大きな変更はありませんが、在職老齢年金制度の見直しを進めることが明記されました。

<人事>

○労働市場改革の加速

- ・ ジョブ型人事導入の企業事例集「ジョブ型人事指針」を周知
- ・ 有価証券報告書の人的資本の情報開示充実化のため「人的資本可視化指針」を見直す
- ・ ワークエンゲージメント(労働者の仕事へのやりがい・働きがい)を高める好事例集を周知
- ・ 複数の職業情報提供サイト情報にアクセスできるプラットフォーム構築
- ・ リ・スキリングを含むキャリアプランニング支援強化等により労働移動を円滑化

○多様な人材の活躍推進

- ・ 勤務間インターバル制度の導入促進、選択的週休3日制を普及
- ・ 副業・兼業における労働時間の通算管理の在り方を検討
- ・ 同一労働同一賃金ガイドラインの考え方を波及させることも含め、パート・有期雇用労働法の在り方を検討
- ・ 「年収130万円の壁」への措置として、2025年度中に、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主を支援
- ・ 働き方改革関連法施行後5年の総点検を行い、働き方の実態を踏まえた労働基準法制の見直しを検討

2-2. 政府、「骨太の方針」と「実行計画」を閣議決定、 「女性版骨太の方針」を決定

<社会保障/年金/金融教育>

- ・賃金上昇を勘案したDCの拠出限度額の引上げ
- ・企業年金加入者のため、運用を見える化
- ・家計の安定的な資産形成の基盤となる金融経済教育を充実
- ・2028年度末までに金融経済教育を受けたと認識する人の割合を20%に増やす
- ・DBのアセットオーナー・プリンシプルの受入を促進
- ・インフレ抵抗力が確保されるよう、DBの給付や運用の在り方の事例を公表
- ・働き方に中立的な社会保障制度・税制等を検討し、公的年金では被用者保険の適用拡大や在職老齢年金制度の見直しを進める

<女性活躍>

○改正女性活躍推進法の施行を通じた開示の強化

⇒「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の一部が改正され、6月11日に公布※4

- ・女性管理職比率の情報公表を常用労働者の数が101人以上の一般事業主に対して義務化
- ・男女間賃金差異の情報公表義務対象を常用労働者の数が101人以上300人以下の一般事業主へ拡大

○環境改善に向けた取組強化

- ・男女間賃金差異の大きい5業界にアクションプランの策定を促進
- ・非正規雇用労働者の正社員転換及び処遇改善を進める事業主への助成の利用を後押し
- ・女性の活躍やワークライフバランスの推進に向け、管理職や経営者の意識啓発を図る

詳細は以下をご参照ください。

<ご参考資料>

※1 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2025/2025_basicpolicies_ja.pdf

なお、「骨太の方針」は政府が経済・財政政策の柱となる基本方針を取り纏めたものです。

※2 内閣官房「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2025.pdf

※3 内閣府男女共同参画局「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」

https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/pdf/sokushin/jyuten2025_honbun.pdf

※4 内閣府男女共同参画局「法律、基本方針、関係通知等」

https://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/horitsu_kihon/index.html

3. 年金ニュース・年金メールマガジン 発行履歴(2025年4月～6月)

2. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (2025年4月～6月)

配信日	タイトル	公的 年金 企業 年金	その他
4月4日	2025年度下限予定利率等および基準死亡率の改正について	○	
5月20日	「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が国会へ提出	○	
6月6日	2025年3月末の企業年金の資産残高等について(信託協会集計結果)	○	
6月11日	政府、「骨太の方針(案)」、「実行計画(案)」、「女性版骨太(案)」を公表		○
6月16日	「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が成立	○	
6月18日	政府、「骨太の方針」と「実行計画」を閣議決定、「女性版骨太の方針」を決定		○
6月24日	「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための 国民年金法等の一部を改正する等の法律」が公布	○	

三菱UFJ信託銀行株式会社
トータルリワード戦略コンサルティング部
〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5

www.mufg.jp